

マイナンバーの記入は来年(平成28年分)の確定申告からです



源泉徴収票は
忘れずに
お持ちください

TAX ② 確定申告書は役場税務課にもあります 所得税の申告

税務署で申告する人

- ①青色申告の人
- ②平成27年中に営業や農業、不動産事業などを始めた人
- ③土地や建物などの不動産や、自動車・貴金属などの動産を譲渡した人
- ④株式や先物取引で譲渡益があった人、または株式や先物取引で生じた損失を繰越損失として申告する人
- ⑤特殊な配当所得のある人
- ⑥肉用牛の販売により、特定肉用牛所得の申告をする人
- ⑦消費税の確定申告がある人

安心・便利な振替納税を

新規の場合、申告のとき振替依頼書に住所・名前・金融機関名・口座番号などを書いて、通帳印を押して手続きができます

確定申告所得税	納期限
現金納税	3月15日(火)
振替納税	4月20日(火)
個人事業者の消費税	納期限
申告と納税	3月31日(木)



所得税は確定申告で税額が確定し、納税または還付によって完了します。住民税(町県民税)と国民健康保険税は、確定した税額を平成28年度に納めていただきます

■復興特別所得税について

東日本大震災からの復興に必要な財源を確保するために、創設。所得税と併せて復興特別所得税を申告・納付していただきます。

【算式】復興特別所得税額 = 基準所得税額 × 2.1%

※復興特別所得税が課税される期間は、平成25年から平成49年までの25年間で、会社にお勤めで給与所得だけの人は、所得税と復興特別所得税が給与から源泉徴収されています。

税務署や町から申告書や通知などが届かなくても平成27年中の所得などの状況により申告が必要になります



町県民税や
国民健康保険税など
を決める大切な申告

TAX ③ 平成28年度に納めていただく税額が決まります 住民税の申告

住民税の申告が必要な人

- ①平成28年1月1日現在、邑楽町に住んでいて平成27年中に所得のあった人
- ②国民健康保険に加入している人
- ③後期高齢者医療保険に加入している人で、年金以外の所得がある人
- ④所得証明書などが必要な人
- ⑤国民年金保険料の免除申請、または若年者納付猶予の申請をする人
- ⑥日本年金機構に扶養親族等申告書を提出していない人で、扶養親族のいる人

年金収入が400万円以下のため、確定申告が不要となった人も住民税の申告は必要です

所得税の確定申告をした人、勤務先から給与支払報告書が役場に提出されている人、扶養親族として申告されている人は住民税の申告は必要ありません。

※役場に提出される給与支払報告書と源泉徴収票は同じ内容です。

住民税の申告をしていないと、町営住宅や県営住宅の入居、保育園・幼稚園の入園などに必要な所得証明書を発行できません。国民健康保険税の税額も正しく算出できなくなり、医療費の自己負担額も多くなることがあります



問合先 住民税 役場税務課 ☎ 47-5011
所得税 館林税務署 ☎ 72-4373

【Monthly Pick Up】

平成27年分の確定申告

平成27年分所得税、28年度の住民税(町県民税)についての申告受付が2月16日(火)から始まります。必要な書類をそろえて、館林税務署または役場3階大会議室で忘れずに申告してください。



館林税務署または
役場3階大会議室で
手続きを

所得税・住民税の申告は

① 2月16日(火)から 3月15日(火)まで

■町の申告会場受付時間

午前 9 時 30 分～11 時 30 分・午後 1 時～4 時

■確定申告で必要な書類(主なもの)

年間の収入金額が分かる書類

▶給与や年金を受給している人

源泉徴収票(給与・年金など)、事業主の支払証明書など

▶事業所得や不動産所得のある人

営業や農業の事業所得や、不動産所得のある人は収支内訳書
※収入と支出の金額が分かる書類、帳簿、領収書など、項目別に集計したものが必要です。

※平成26年1月からは、記帳・帳簿などの保存が必要です。(詳しくは以下の通り)

○記帳する内容

売上げなどの収入金額、仕入れや経費に関する事項について、取引の年月日、売上げ先・仕入れ先その他の相手方の名称、金額、日々の売上げ・仕入れ・経費の金額などを帳簿に記載します

○帳簿などの保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引によって作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります

所得控除に必要な書類

▶社会保険料控除などに必要な書類

国民健康保険税や国民年金、生命保険・地震保険・長期損害保険などの控除証明書や領収書など

▶医療費控除に必要な書類

医療費の領収書など(平成27年中の領収日のものに限る)

▶障害者控除に必要な書類

身体障害者手帳や知的障害者手帳、障害者控除対象者認定書など
※障害者控除対象者認定書についての問い合わせは、役場健康福祉課 ☎ 47-5021まで。

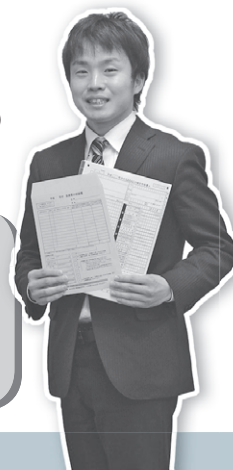
その他に必要なもの

▶認印

▶通帳などの本人名義の口座番号が分かるもの(所得税が還付になる人)

待ち時間を少なくするために…

事業所得(営業・農業)、不動産所得のある人は、事前に収支内訳書などの作成をしてきてください。また、医療費控除を受ける人は、事前に領収書などの集計をしてきてください。



■各地区の申告指定日

申告会場は大変混雑します。都合が悪い人は、指定日以外でも受け付けます。

期 日	対 象 地 区
2月16日(火)	下中野、前谷東原
17日(水)	横町化楽、天王元宿
18日(木)	前原
19日(金)	十三坊塚
22日(月)	上下西宿、前瀬戸宿、千原田向地
23日(火)	大根村琵琶首、谷中蛭沼
24日(水)	鶺上、鶺下、鶺新田
25日(木)	光善寺、藤川
26日(金)	秋妻、一本木、渋沼
29日(月)	予備日
3月 1日(火)	石打
2日(水)	住谷崎、坪谷
3日(木)	水立大黒
4日(金)	西ノ根宮内中島
7日(月)	馬場大林、寺中
8日(火)	十三軒、店高原
9日(水)	本郷江原、古家十軒
10日(木)	大谷端宿赤東、開拓
11日(金)	新中野
14日(月)	明野
15日(火)	予備日